

令和3年第1回定例会

(第3日)

令和3年3月10日

令和3年第1回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和3年3月10日（水）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	齋 藤 久世志
総務部総務課長	工 藤 伸 吾
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長兼健康福祉部理事	一 戸 昭 彦
健康福祉部長	三 上 裕 樹

尾上総合支所長
経 済 部 長
建 設 部 長
建設部建設課長
碓ヶ関総合支所長
教育委員会事務局長
平川診療所事務長
会 計 管 理 者
農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長

小田桐 農夫吉
大 湯 幸 男
欠
北 道 正 人
齋 藤 茂 樹
對 馬 謙 二
今 井 匡 己
三 上 庚 也
小 野 生 子
佐 藤 崇

○出席事務局職員

事 務 局 長
総務議事係長
主 事

小山内 功 治
河 田 麻 子
對 馬 賢 也

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、発言の際は、マスクの着用をお願いします。

建設部長について、本日欠席する旨、市長より報告がありました。代理として建設課長が出席しておりますので、お知らせします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。

また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

それでは、一般質問を行います。

配付しております一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第5席から第8席までを予定しております。

第5席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番（佐藤 保議員） 皆様おはようございます。

ただいま、議長より質問の許可を頂きました第5席、議席番号9番、誠心会、佐藤 保でございます。

2日目のトップバッターになります。

まず、1. 平川市の福祉除雪について質問させていただきます。

今朝のお天気は雨でした。真冬にも雨が降る日が多くなり、何か今までにない冬が続くようになりました。温暖化になれば雪片づけがいらなくなるのではという期待感もありましたが、さにあらず、気象の変化が今まで以上に大きくなるのが正解のようです。

また冬の話に戻すのは恐縮なのですが、次の冬までには何とかしたいという思いで質問させていただきます。

平川市の除雪は、他市町村に自慢してもいいくらいの丁寧さだと思っていまして、冬場深夜に除雪に携わってる方たちに心から敬意を表したいと思います。しかし、間口に盛り上げていく除雪には、悲鳴を上げているのも事実であります。

- ①なぜ家の前に雪を置いてゆくのか。②誰のための除雪か～平川市除雪事業計画～。
- ③片づけられない人はどうするかであります。

市民の声をそのまま市長にお伝えさせていただきます。「市長、なして家の前さこらほんど雪置いていがねばまねんだ。」「市長、免許も返したし片づける人のことも考えてけるじゃ。」「市長、片づけられぬ人はどへばいんだべ。冬眠へってが。」除雪困難な市民の必死の叫びに対して、市長の明快なる御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員の福祉除雪についての御質問にお答えをいたします。私からは、平川市の福祉除雪についての御質問のうち、除雪計画についてお答えをします。

現在の除雪事業計画書は、除雪延長や除雪出動基準、除雪委託業者一覧、除雪計画の概要等を記載しており、あくまでも市が行う道路除雪についての計画書であり、この除雪計画そのものは住民に向けて策定したものではありませんでした。

議員御指摘の一般市民の除雪困難者等にも考慮した計画書の策定につきましては、人口減少や少子高齢化に伴う除雪困難者対策、行政主導による雪対策の限界に伴う地域協働による雪対策など様々な雪問題について関係各課が連携しながら、市民と行政が一体となって取り組んでいける総合的な基本計画を改めて今後策定したいと考えております。

このほかの御質問については、建設課長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 建設課長。

○建設課長（北道正人） 私から、なぜ家の前に雪を置いていくのかと片づけられない人はどうするのかとの御質問にお答えいたします。

当市では、積雪期において地域の産業や市民生活に支障が出ないように市道308キロメートルにおいて、53の工区に分け除雪を実施しております。

作業は、一般車両や路線バスなどの運行を妨げないよう夜間にドーザー及びロータリー車で行っておりますが、ドーザーでの除雪は、排土板で車道の雪を削りながら雪を道路脇に寄せていくという作業になりますので、どうしても寄せ雪というものが発生してしまいます。

佐藤 保議員御指摘のとおり、家の前の寄せ雪は、市に寄せられる苦情の中でも一番多いものとなっております。除雪業者には、機械操作などにより寄せ雪をなるべく多く置かないよう指導していますが、夜間の限られた時間内での作業でありますので、完全に寄せ雪をなくすことは実質困難であると考えております。

今後も家の前の寄せ雪の処理については、市民の協力をお願いしたいと考えております。

次に、除雪が困難な方への対応についてですが、市では降雪期の前に町会長などから高齢者や障がい者など除雪が困難な方について情報を頂き、できるだけ多くの寄せ雪とならないよう除雪業者に配慮をお願いしております。

また、除雪困難者への支援対策として、2つの事業を実施しております。

一つ目は、地域コミュニティ育成事業奨励金で、町会が取り組む雪対策について奨励金を交付して、昨年度は15町会で除雪事業を実施しております。

二つ目は、平川市社会福祉協議会が町会に助成金を交付している小規模除排雪事業であります。これは独り暮らしの高齢者を対象に町会ぐるみで除排雪を実施するもので、昨年度は29町会で実施しております。

このほか、社協やボランティア連絡協議会からなるスノーバスターズによる屋根雪の雪下ろしも実施しております。

市としては、きめ細やかで丁寧な除雪作業を目指すとともに、小規模除排雪事業や地域コミュニティ育成事業奨励金などを活用し、町会や地域の協同で対応いただくようお願いしたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保護員。

○9番（佐藤 保護員） 質問する私も高齢者の仲間入りをしておるわけでありまして、間口に置かれる雪には閉口するときがあります。「なして自分の家さだけこんなにも。」と立場もわきまえず、思わず両隣を見てしまうわけです。「ああ、同じじゃ。」ここで変な安心感を持ってしまいました。

しかし、この除雪に関してはいろいろな問題ありまして、平川市に住み続けたいと思ってもらうには、やはりこの冬場の除雪は大事な事業であります。市としてももう少し突っ込んだ対応が必要です。平川市除雪事業計画、確かにあれ見させていただきましたけども、全くもって事業者向けです。市民への問いかけの計画では全くありません。もう少し丁寧に市民向けにも作って、市の除雪を宣伝してもよろしいかと思っておりますので、市民目線の除雪計画ぜひお願いしたいと思います。

そしてもう一つです。コミュニティ育成事業奨励金。確かにその中身には、除雪もあると聞いております。

しかし、今近隣の市町村でありますけども、ようやくこの福祉除雪という言葉を出して事業化しております。この福祉除雪に関しては、やはり本家の北海道各自治体が最先端だと思ってました。いろいろホームページで見させていただいてますけども、かなり参考になる事業として取り組んでおります。使い方がはっきりしないコミュニティ育成事業奨励金。それからいろいろな事業として計画はしております。この際、これから高齢化社会に入る、もう入ってるわけです。はっきり福祉除雪を前面に出した事業を展開してもよろしいのではないかと思います。市長、お答えいただければと思いますけども、これからそういう事業、今までどおりでいくかです。やはりこれからは事業化する必要あるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 高齢化社会という中であって、この雪国にあってはどうしても避けられないのが、除雪問題であります。

市では今まで、これは当市のみならずでありますけれど、除雪に関しては車社会の中で道路を優先的な順位づけ、いわゆる通勤・通学等ができるような形での除雪体系を組んでまいりました。

ただ、高齢化が進む中であって、独り暮らしの高齢者や障がいを持った方々、そうい

う生活的に弱い立場の方々もごございます。それらについての対応ということで、市では除雪の際、事業者に、各町会から頂いた情報により、そういう方々のところにはできるだけ間口に雪を置かないようにしていただきたいということを指示はしておりますが、どうしても排雪しない中であっては、どこかには多くいくわけでありまして、これは非常に難しいところでありまして、地域の中の協同の力でできないかということで、それに対する支援策は市では今までしてまいりましたし、これからもしていくつもりであります。

時代の流れによってその計画自体もまた、いわゆるその地域で暮らす人々、高齢者の方々に対するどういう支援が、地域のみならず行政でできるのかということもまた考えてはいかなければならないとは思っておりますが、的確な判断材料といえますか、いい解決案が今のところないという状況です。全て排雪に頼るといのは莫大な経費がかかってまいりますので、その辺のところも勘案しながらこれから対応をまた考えていきたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 今の私の事業化に関しては、どうお考えでしょうか。お聞きしたいと思っております。今、周辺でも独り暮らしの高齢の方、冬場だけ施設にお世話になる、雪解けたらまた帰ってくる。そういう人をかなり見かけてまして、彼らは雪片づけとかしっかりやれば、もう施設に入らないでいてくれるんだと思っながら生活はしております。

もう少し福祉除雪に力を入れて、コミュニティ育成事業奨励金の予算とかで計上して皆さんに配付してはありますが、やはりはっきり色付けさねば使い方別だほうさいってま。何とか事業化をお考えいただければと思います。もう一回だけ、市長、何とかお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） ただいま、佐藤 保議員から御要望のあった件でございますけれども、まず、コミュニティ育成事業奨励金の活用方法についてちょっと御説明したいと思います。各町会に交付しておりますコミュニティ育成事業奨励金につきましては、町会の活性化事業分と、また、通常の電気料等に使われる奨励金と2つの種類に分けられております。

今回、私どもで除雪分で計上しておりますのは、事業活性化分の中に各町会で除雪分として、1町会最大で5万円ほどでございますけれども、措置しております。で、その中身は具体的に明確にしていきたいということでございますが、私ども町会との話合いの中でやはりこの使い方は、町会に任せていただきたいということから、これを制度設計したものでございますので何とかその辺御理解いただきたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） そんな町会の責任にするんじゃなくて、はっきり市として高齢者対策としての福祉除雪、しっかり事業化ぜひお願いしたいと思いますけれども、これ以上申し上げてもあれです。市長、何とか御計画願いたいと思っております。

それでは、2問目に入らせていただきます。2. 平川市の認知症対策についてであります。

認知症については、かなり解明されてきました。アルツハイマー症状を抑える薬も開発されたという朗報もあります。しかし、このところ私の身近で、知り合いが認知症と診断される人が多くなりました。事あるごとに取り沙汰される2025年問題。団塊世代のアンカーである私の同期が、一斉に75歳になる年であります。そろそろ懸念された前兆が出てきてもおかしくありません。

①認知症に関する相談への市の対応について。

家族内で認知症行動をする人がいれば、初め家族の戸惑いから始まります。このことに市ではどのように対応しているかお知らせください。

②認知症の方が利用できる施設について。

極力ふだんどおりの生活ができればと皆さん思ってるはずであります。家族の手に余るときはどのような施設があり、サービス内容と利用状況についてお知らせください。

③住みなれた地域でさいごまで。市の事業は。

平川市でも第3次平川市地域福祉計画の中に住み慣れた地域でいつまでもという言葉がありますけど、このことに関して市の事業はどのようなものがありますか。認知症になっても在宅生活を継続したいと願うのは、誰しも同じであります。その意思を尊重してできる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市としてはどのような支援や事業に取り組んでいるかお知らせ願いたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、認知症対策についての御質問のうち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための取組についての御質問にお答えいたします。

第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、いつまでも住み続けたいまちづくり、住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備を主要施策として掲げているとおり、施設利用や在宅介護においても認知症の人や家族を支える体制づくりは、市が取り組むべき重要な課題だと考えております。

市では、平成29年度に平川市認知症初期集中支援チームとして、認知症の人とその家族を支援するため専門家によるチームを立ち上げています。そのほかにも、主な事業を御紹介いたしますと、個別のケースについて適切な援助を行うためにケースカンファレンスを開催し、関係者にお集まりいただき、生活支援の方法について具体的に協議する場を設けております。また、地域住民の方などを対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを協働してつくっていくことを目指しています。

さらに、令和2年6月議会にて、中畑一二美議員より御提案いただきました認知症賠償責任補償事業を新年度から開始することとして、令和3年度当初予算案に盛り込み本定例会に提出しております。こちらは、認知症の高齢者が踏切事故や交通事故などで第三者に損害を生じさせた場合、市が加入する賠償責任保険で損害を補填するという事業です。

このほかにも家族介護教室などの家族介護支援事業を実施し、家族の負担軽減を図るなど、市では様々な事業を展開することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指してまいります。

認知症に関する相談への対応及び利用できる施設についての御質問には、健康福祉部

長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 会議の進行中、誠に申し訳ございません。

市長のマイクに不具合が生じておりますので、このままの状態です。暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 私からは、まず、認知症に関する相談への市の対応についてお答えいたします。

厚生労働省によると、西暦2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人は認知症になると見込まれており、議員御指摘のとおり、認知症はとても身近なものとなっています。

市では、高齢者に関する総合相談の窓口として健康センターにある地域包括支援センター及び市内5か所にある在宅介護支援センターを設置しており、認知症に関する相談にも応じています。

また、先ほど市長が申し上げました平川市認知症初期集中支援チームですが、医師である認知症サポート医のほか、地域包括支援センターの専門職による6名から構成されており、相談や調査等の情報により把握した対象者の下へ訪問の上、状態を確認し、チーム員会議を開催・支援方針を検討後、医療機関への受診勧奨や介護サービスへの紹介などにつなげております。

このほかにも市では、1月、認知症の状態に応じた適切なサービス等を掲載した認知症ケアパスを毎戸配付して、関連する医療機関や相談機関について周知しています。

今後も認知症について、気軽に相談しやすい窓口づくりや情報を提供しながら、適切な医療やサービスにつなげてまいります。

次に、認知症の方が利用できる施設につきましては、必要な支援等を受けながら共同生活を送ることができる認知症高齢者によるグループホームがあります。

このグループホームは、地域密着型サービスとして受けられるサービスであり、原則として利用は要支援2以上の認定を受けた市町村の住民に限定され、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができます。令和3年1月末現在、グループホームは市内に11か所あります。全体の定員189名に対し188名の方が入居しており、待機者がそれぞれの施設で数名いると把握しております。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 平川市は着々と認知症対策を実行していると感じております。先日頂きました平川市の認知症ケアパス、その前に高齢者の安心消費生活。このパンフレットを見ましても、やっていますという感じでしたけども、この平川市の認知症ケアパスのチェックリストも家内と2人でやってみましたら全項目該当するんです。いずれお世話になります。ということで、着実にこういうふうに進んでおるわけでありまして。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

実は、今思い返しますと、令和元年12月定例会でも私、同じような質問をさせてもら

ってるんです。

令和元年は、まず6月18日、政府で認知症施策推進大綱というのを取りまとめました。オレンジプラン、新オレンジプランに続く三つ目の政府の施策であります。それを受けて、2日後の6月20日に認知症基本法として、政府与党の有志議員が衆議院へ議員立法として提出いたしました。その年には大きく令和元年、認知症元年であると報道され、多くの講演会もありましたので、認知症問題は団塊世代の自分のテーマだと決心して二、三か所の講演会参加させていただきました。

認知症と診断された方が大勢の前で講演し、その社会活動を動画で見て、わずかなサポートで普通の生活ができるのだと、それまで持っていた認知症への偏見が吹き飛んだのを思い出します。

国会の仕組みはよく分からないのでありますけども、提出された議員法案どこかまだ赤じゅうたんの途中で止まってるようであります。何でこんなにも時間がかかっているのか。早い制定を望むものであります。

実は身近なところということで、最近、本当に身近な人が病院に入りました。認知症は、私、高齢者と一くくりで考えてたんですけども、やはり認知症は医者診断をもって認知症になるんです。そういうことで、手順が違うようでありまして、最近、父さんの言葉荒くなっておかしくなったと病院行きましたら、即入院で、今治療してまた帰ってくるかと思えます。自宅で奥さんはずっと生活させたいという感じでおりましたので、ぜひそういうふうシステムできればいいと思えます。

もう一つ。昨年3月23日、りんご畑に軽トラで出かけ、そのまま帰り道が分からなくなったのでしょうか、行方不明になった方がおります。町会長を中心にわかづくりの捜索隊を数班結成し、手分けして市内を回りましたが見つかりません。2日後、自宅からかなりの距離のところで、変わり果てた姿で発見されたと警察から家族に連絡が入りました。実はその1週間前、畑で1人で座って休んでいる彼を見て、体調不良だと聞いていましたんで治ったのかと、畑で声をかけたのを思い出します。いつも穏やかでにこにこ笑ってる人でしたけども。自分にも何かできることはなかったのだろうか、今、悔やんでるところであります。

認知症対策については、市ではしっかりやられてるというのを確認させていただきました。

次に、3. 平川市のデジタル・ガバメント対応について質問させていただきます。

日本でワクチンがなぜ作れなかったのだろうかという単純な疑問を持っておりますけども、同じレベルで、なぜこの日本でデジタル化がこんなにも遅れを取ってしまったのだろうかという疑問を持ち続けておりました。

今朝の新聞の見出しには、デジタル庁審議入り後進国の汚名返上とありました。ついに来ましたかです。

昨日の国会で、9月1日のデジタル庁設置を柱としたデジタル改革法案が衆議院で審議に入りました。通常の手順を省き4月中の成立を目指しているようであります。役所に行かずともあらゆる手続ができる。地方にいても都会と同じような仕事と生活ができる。世界に遜色のないデジタル化社会を実現したいと菅義偉首相の本会議でのお言葉がありました。

さて、質問に入ります。①市はどのような組織体制で臨むか。

私は新たな部署を設置した上で、平川市のデジタル化社会に向けて取り組むべきと考えますが、市長のお考えをお知らせください。

②マイナンバーカードの取得状況についてであります。

昨年の定額給付金の反省から、国も個人口座にひもつけをし、新型コロナウイルスの感染再拡大のときには現金給付の迅速化を行いたいということで、国の意向もあります。マイナンバーカードの取得促進です。今月から健康保険証とのリンクも行われ、2年後は運転免許証としても使えるようになります。

マイナンバーカードについて改めてお聞きします。平川市の取得状況、市民100%の取得に向けてどのように進めるかお知らせください。

③平川市として何をめざしているか。

平川市をデジタル行政にするためにはどうすればよいか。菅 義偉首相のおっしゃる役所に行かなくてもよい手続ができるようにするには、どのようなことをすればよいとお考えになりますでしょうか。お知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員の平川市のデジタル・ガバメントについての御質問のうち、私からは、市として何を目指しているのかとの御質問にお答えをいたします。

デジタル・ガバメントとは、官民協働を軸としてデジタル技術を活用しながら行政サービスの見直しを行い、行政の在り方そのものを変革していくことであり、非常に重要な取組であるものと認識をしております。議員御指摘のとおり、市役所に来庁することなく、各種の申請を可能とするシステムについては、市民サービス向上の観点から重要な取組であると考えております。

この実現に向けた方法として、政府が平成30年1月に策定したデジタル・ガバメント実行計画における重点項目の1つである行政手続のオンライン化があります。

オンラインによる申請につきましては、当市では現在、国が運営するマイナポータルのぴったりサービスを活用することで、児童手当の届出など子育てに関する15の手続について、窓口を訪れることなくオンライン申請が可能になっております。このぴったりサービスについては、実行計画に基づき、今後、要介護申請や災害時の罹災証明書発行に関する申請を追加することを検討しております。

また、政府はオンライン申請のさらなる拡充を目指し、住民からの申請件数が多い行政手続について、引き続きオンライン化を推進していく計画としております。

当市としては、デジタル技術の活用により目指す最も重要なことは、市民の利便性向上、サービスの充実であると考えておりますので、今後も国の動向を注視しつつ、実現可能な業務からオンライン申請を推進してまいります。

市の組織体制については副市長から、マイナンバーカードの取得状況については市民生活部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） 私から、市の組織体制についてお答えします。

当市における情報政策に関するシステムの構築や変更に当たっては、総務部長をトップとした平川市電子計算機管理運営委員会で調査、検討をしております。当委員会は、

情報政策を所掌する管財課や総務・財政業務担当部門の課長14名で組織しており、部局を横断して広い知見から調査、検討をしております。

また、情報政策行政に限らず様々な時代の情勢に合った政策を推進するため、これまで当市では部局を横断してプロジェクトに取り組んでおり、引き続き部局の枠にとられない課題解決のための協議を進めてまいりたいと考えております。

議員御質問のデジタル・ガバメントへの対応は、情報政策行政を担う管財課を中心としながらも、全組織が共通認識の下で取り組む必要があると考えております。

このようなことから、デジタル・ガバメントの対応に特化する部署につきましては、9月に設立されるデジタル庁の動きを注視しながら、必要な場合には新たな部署の設置を検討したいと思います。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 私からは、マイナンバーカードの取得状況についてお答えいたします。

マイナンバーカードは平成28年より交付され、現在5年が経過しておりますが、当市を含め全国的に十分に普及していないのが現状でございます。

そこで、当市では広報紙や市ホームページでの周知のほか、令和2年2月より、本庁、尾上総合支所及び碓ヶ関総合支所での窓口時間の拡充を実施し、今年度は全庁的なマイナンバーカードの交付申請受付の実施や市から商業施設や町会、事業所及び団体等へ出向いての出張申請受付の実施に取り組んでおります。

その成果といたしましては、マイナンバーカードの人口に対する取得率が、今年度当初当市は9%でしたが、2月末現在は22%と上昇しております。この取得率の順位につきましても、県内40市町村中36位であったものが現在10位に上昇しており、今年度の取得率の伸びは、県内市町村の中でもトップとなっております。

今後もこれらの取組を継続し、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） このデジタル問題、デジタル化はかなり以前から取り組んだことでしたが、新たなスタートを切るという感じで進めていただければと思います。

組織に関して申し上げますと、課長クラスの運営委員会、確かに存在するというのは聞いておりましたが、このいざデジタル化に関しては、課長はいろいろ業務多忙な面もあります。もし組織として完全につくるのであれば、各部署に横串を刺す形でもう一段課長補佐とか係長クラスのそういう組織があれば、結構自由に意見交換できていものになるのかと感じますので、これからですので御検討願えればと思います。

もう一つ、マイナンバーにつきましてすごい取得率であります。引き続き100%取得目指していただければと思います。要は市民もそのメリットを十分分かってないんです。それを前面に出して取得していただかないと、マイナンバーカード持っても何すんだって感じでおりますので、これからこういうふうに使われると、もう少しそのメリット。医療関係につきましては、3月から健康保険証とリンクされることで、病院、医療関係が一番先にこのマイナンバーの利用がちょっと表面に出るのかと思います。まだ今

始まったという感覚でやれば大丈夫だと思います。焦らずじっくり、ぜひこのデジタル対応お願いできればと思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問終わらせていただきます。

○議長（福士 稔議員） 9番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

午前11時05分まで休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、13番、桑田公憲議員の一般質問を行います。

桑田公憲議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

桑田公憲議員、質問席へ移動願います。

（桑田公憲議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員の一般質問を許可します。

○13番（桑田公憲議員） 改めまして、おはようございます。ただいま議長より質問の許可を頂きました第6席、議席番号13番、誠心会の桑田公憲です。早速、通告に従いまして質問させていただきます。

1. 農業施策についてということで、特にこれからの農業（りんごづくり）について、イ. 超高密植栽培についてであります。私自身令和2年第1回3月議会、そして大澤敏彦議員が令和2年第2回6月議会での一般質問で質問させていただき、大変前向きな答弁を頂きました。今回の質問は、その後の進捗状況を兼ねて質問させていただきます。また、大澤敏彦議員とかなり重複するかと思いますがよろしくお願いします。

大澤敏彦議員も述べていましたが、りんご栽培が始まって百四十五、六年になります。そして、現在も主流になっているのはマルバ台を使った巨木性の樹形であります。その後、今から40年くらい前の昭和五十五、六年ですけれども、わい台を使ったわい化栽培が、ここ旧平賀町で、県、そしてりんご協会に先駆けてわい化研究会を設置し、いろいろな樹形を模索しながら現在に至っております。

昨年11月に公表された2020年農林業センサス結果の概要が示すとおり、当市の農業生産においても、依然、少子高齢化や担い手不足による農業従事者の減少や、慢性的な労働力不足が問題となっています。基幹産業であるりんごでは特に、この傾向が顕著と感じております。まずは現在の農業従事者数、りんご栽培面積、生産量をお知らせください。

また、今後これらの課題を抱えながらりんごの生産を維持していくためには、超高密植栽培などの省力化栽培が課題解消の有効な手段の1つであるとの認識を、令和2年6月定例会一般質問において示していただいたところでもあります。この超高密植栽培を導入する農業者は徐々に増えてはいるものの、一方では、苗木の供給や高額な初期投資など課題も多く、メリットやデメリットが十分に農業者に浸透していないと考えます。各農業者が自らの経営方針と照らし合わせて、この新たな栽培方法の導入を判断できるよう、先進農家による研修会や情報交換会など、興味のある農家が気軽に勉強できる場

所を設ける必要があると考えますが、市の見解をお知らせください。

前にも述べたとおり、この栽培方法にはいろいろな課題があります。高額な初期投資はもちろんですけれども、苗木の供給が一番と考えられます。大澤敏彦議員も述べていましたが、わい化栽培が始まったときは農家自身が苗木を作れる時代でありました。しかし現在は、種苗法の改正によりそれができない状態です。全部、苗木屋にお願いするしかありません。もちろん、今販売されている苗木より二、三百円高いという苗木になります。いろいろ申し述べましたが、前回と同じような答弁になると思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 桑田公憲議員御質問の超高密植栽培について、私のほうからは勉強できる場の提供についてお答えをいたします。

当市において、少子高齢化により農業従事者数が減少している中で、今後のりんごづくりについては、農業者が自らの経営にあった栽培方法を選択することが重要であると考えております。そのため、労働力不足などの課題解消の有効な手段とされる超高密植栽培については、今年度、苗木の確保などについてJAや種苗業者などの関係団体等と意見交換を続けてきたところではありますが、台木の特性、栽培方法などについて、まだ農業者への情報も少ない状況であります。

このことから農業者が自らの経営にあった選択ができるよう、市としては、勉強会や情報交換会などの開催について、関係機関や関係団体と検討してまいりたいと考えております。

農業従事者数などの御質問については、経済部長より答弁させます。

私からは以上であります。約1年経過いたしました。状況が進んでおりません。特に、苗木、台木に関しましては特許の関係もありまして、多くの業者が販売できるような状況にもないということで、かなり苗木待ちの状況が続いているようでもありますので、その辺は御理解いただいているとは思いますが、そういう状況であるということもまた御理解いただければと思います。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私からは、農業従事者数、りんごの栽培面積及び生産量についてお答えしますが、情報がないところは推計となりますので御了承ください。

令和2年11月に2020年農林業センサスの結果の概要が公表され、令和2年2月1日時点における青森県の農業従事者数は、4万8,081人でありました。これは5年前の平成27年2月1日時点の調査結果と比較すると、1万141人減少したことになります。市町村ごとの数値はまだ公表されておりませんので、青森県と同じ減少率と仮定した場合、当市の農業従事者数は2,743人となり、推計では5年前より579人減少したことになります。

次に、りんごの栽培面積及び生産量ですが、青森県では毎年度りんご結果樹面積の調査を実施しております。令和元年産における当市の結果樹面積は、1,715ヘクタールであり、5年前の平成27年と比較すると、35ヘクタール減少しております。

最後に、りんごの生産量についてですが、令和元年産の当市の生産量は、3万5,663トンでした。生産量は気象条件や生産環境により変動することから、単純に比較は難しいのですが、5年前の平成27年から5,535トン減少しております。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） 今、進捗状況がなかなか進んでいないという状況だとお聞きしました。それもまた無理もないのかというのは、やっぱり苗木の供給だと思います。

そこでこの苗木について、市長の見解をお聞きしたいと思ひまして、これ今の場合、台木ですよ。苗木でなく、台木が手に入らない。まして、一業者が今のそれを持っているだけということで、県内の苗木業者もなかなかそれに手を出せないという状態になっています。そういうことで、これは非常に難しい問題なんですけれども、例えばこういう話もあります。苗木屋にその台木を有償で譲ってもらって、それもできるとお聞きしたんですけれども、例えばあくまでも苗木屋が出してくれればの話ですけれども、そういうことで推し進めていかなければならないのかという感じもしていますけれども、市長として私より恐らくそのほうはいろいろ詳しい情報が入っていると思ひますけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 非常に難しい御質問でありますけれども、私が今考えていることを申し上げたいと思ひます。議員御指摘のとおり、わい性台木、M9 T33何とかという台木なんです、これは種苗法、特許の絡みがあつてなかなか一般のほうに広げるといふようなことはできないという状況の中で、議員から御指摘いただきました苗木業者との交渉というふうなことになりますと、なかなかその辺は検討はしてみますけれども、どういふ状況でそれができるのかということ、難しいものがあるのではないかと思ひます。

市としては、これから労働力不足はもちろんでありますが、高齢社会の中にあつて高齢者でも作業がしやすい、そういう超高密植のわい化栽培というのは推奨をしてはいきたいという思ひはありますけれども、あくまでもこれはわい化栽培のときもそうでありましたが、農家自らが栽培方法を選ぶというのが前提条件でありまして、現在40数年たったわい化栽培も進捗率は30%を切っている状況であります。多くの方々が巨木性のマルバ台のりんご場を経営している状況もありますので、その中にあつて1つの栽培形態にこだわることなく、それぞれの経営形態に合わせた栽培方法をしていくことも必要ではないかというふうには考えております。

ただ、この超高密植栽培、長野県の小池洋男さんがイタリアの南チロル地方ですか。そこの多収穫技法をまねてと言ひますか、持ってきて長野県で栽培を始めたというふうなことでありますけれども、これもまたなかなか難しいのかなと言ひざるを得ないところはあります。ですから、市が関与して苗木業者との交渉ができるかというところは、今この場で考えてみただけではちょっと難しいのかという気もしますが、検討の材料にはなるのかと思ひます。ただ、この初期投資とか、あるいはかん水施設も必要ですし、苗木が高いだけじゃなくて苗木の本数が多いだけでもなく、もちろんそれもマイナス要因でありますけれども、ただ早い収穫期が迎えられる、それから多収が得られるということは、生産農家にとつてもメリットでありますのである程度の農家の皆さんの投資と言ひますか、その意欲もまた必要ではないかと思ひます。

いずれにいたしましても、新しい栽培形態であります超高密植栽培に関しましては、市内のどの程度の農家の皆さんがこれに取り組む気構えがあるのかどうか。その辺のと

ころも様々協議した中で、進めていかなければならないのかというふうに考えております。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） なかなかこの苗木の問題は面倒な問題ですので、何しろ法律の問題ですので、なかなかそこには入っていけないのかということもあります。

そこで、経済部長にお聞きしたいんですけども、例えばこの検討会を開催することについて、これから今年度どういうふうにするのか、お考えがありましたらお願いします。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 桑田公憲議員の再質問、勉強会をどのような形で取り組むのか、考えはあるのかということでお答えいたします。

先ほど、市長もお答えしましたが、やはり各生産者にあった栽培方法というのがあると思います。今、話題になっています高密植、超高密植に特化したものではなくして県のほうでも先般、10年後を見越した青森県果樹農業振興計画（案）を作成したということで、公表しました。やはり我々も平川市の果樹振興これから10年後、どうすべきか全体を考えたもので勉強会、それは先ほども言いましたマルバ台の普通栽培に特化したい人はそれを続けていこうし、わい化栽培も三段のわい化栽培続ける人もあるかも分かりません。それらの栽培方法について、課題は何なのか、これどうなっていくのかと全体を網羅した勉強会、私はあとちょっとで終わりなんですけれども、どういふような形でやるのかということに関しては関係機関、農協であったり種苗農家であったり様々な意見を取り入れる形で組織会というか、会を開催して10年後の平川市の果樹振興について考えていきたいと、そういう会というか組織ができればいいと思ってございます。このことは十分、次の方に私も引継ぎをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） さっき出てきました農林業センサスのことなんですけれども、それを見ますとこれ全農家ですので、りんご農家全般ではないんですけれども、かなり減っています。18%、20%という単位で随分減っています。逆に、65歳以上が六、七%増えているということで、当市の共防連のことでちょっと調べてみましたら今、共防組織に入っているのは平賀、尾上地域で大体636戸、この中でもオペレーターが341人で、295人が散布してもらっている、半分くらいです。その中でも自分で散布できない人もあるでしょうし、女性の方でできない人もあるでしょうし、またお勤めして散布してもらっている人、いろいろあると思っておりますけれども、それだけある中で今、高齢、女性1人の経営とか、高齢のために依頼しているのかと思っております。

当地区、いろいろ各地区見ても、今、剪定の時期ですけれども剪定のできない高齢でできないとか、女性の経営者で剪定ができないということで、若い人たちが剪定隊というのをやって大分こうやっていますけれども、その人たちがもしできなくなったら今の生産量を維持できるのかということで、こういう質問をさせていただいておりますけれども、そういうことでこれから超密植ということだけを今言っていますけれども、いろいろなインターストックとか、わい化ももっといい栽培があるかということでも模索

しながら農家、そして市も応援しながらやっていかなければならない時代になっているのかと思っていますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

そこでもう一つですけれども、さっき経済部長のほうからありましたけれども、先月の新聞報道で農林水産省が集中支援ということで、輸出拡大の実行戦略ということを策定して全国で353産地、27品目、今の実績は9,223億円ですか。全国の農産物の輸出を2025年に2兆円、2030年、10年後には5兆円にするんだという目標を掲げております。もちろんそれはりんごだけではありませんので、農産物いろいろ27品目もあります。その中のりんごは1品目ですけれども、そういうことで国でもその中を見ますと密植栽培の支援入っています。そして、国でもこういうことをやろうとしていますので、それを見据えながら当市でもこれから取り組んでいかなければならないのかと思っています。これ青森県でいいますと経済部長もさっき言いましたけれども、先日3月6日ですか、新聞報道でも出ていました。10年後44万トン維持するんだということで青森県農業果樹振興計画（案）が示されております。その中でりんご栽培面積が現状、2018年度より1,200ヘクタール少なくなっても、今のその生産量維持するんだということで掲げています。それをやるには今のままではちょっとできない。超高密植とかそういうのを考えていかなければ、それはできないのではないかと感じました。そして、国、県がそういうことを打ち出しましたので、情報を集める意味できめ細かな農家支援とか、そういうことに目を向けながら情報を得てほしいと、いつでもそういうふうな目を光らせてほしいと思っていますので、その辺はよろしくお願ひします。

いろいろそういうことで、結局お願ひだけですけども去年の県の果樹農業経営支援対策事業ですか。これ去年出していますけれども、この中でも今りんご、例えば主要の落葉樹で普通の木、わい台木、それから高密植の改植とか新植とかの補助も出ています。今年になって、定額で1反分73万円とか、高密植になれば73万円とかってなっているそうです。そして一番最後に、この産地計画の改定を踏まえ、産地計画作成のための産地苗木の検討会開催等を支援するとあります。こういうのを調べてみて、私もちょっと聞きたいと思って聞いてきたら、何か青森県農協会館にこの公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会という、そこでこういうのをやっているんだそうで、そういう情報を集めていきながら、少しでも何て言えばいいのかお金、農家がかからないような施策をこれからやっていかなければ、先ほど言った44万トン維持というのはできないのかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これでこのことは終わりたいんですけども、最後に経済部長、市長のほうから何かありましたら、今の国、県の補助でいえば、こうしてやろうとしていることに対しての意見とか、お考えありましたら。

○議長（福土 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 大分、長い御意見をお伺いしたので、どの辺でお答えするかというので戸惑いましたけれど、県が今後10年間といいますか10年後もりんご生産44万トンを維持するという方針であるということは3月6日の新聞でしたか、私も見て知っております。ただ、その生産量を維持するためにはやはり園地の充実度といいますか、10アール当たり幾らぐらいの収量をあげるのかということから、入っていくことになるのかと思います。その中であって、経営面積をどの程度まで広げていくのか。あるいは縮

小幅をどれくらいまでするのかということになってくると思いますが、それ自体もそれぞれの農家個々の考え方によって、経営形態いわゆる超高密植、わい化栽培、普通栽培、この中の組合せ等も出てくるのかというふうに思っています。

ただ、いずれにしろ生産量を維持していくためには現状にプラスして、病気等もありますけれど、自然条件の中で様々な取組をしていくことになるわけですから、高齢化が続く、あるいは労働者不足が続くという中では厳しいものがあるかと思いますが、県が掲げた目標そのものについては別に私のほうからそれぞれ言うことはないですが、県と一緒にしながらその生産量維持のためにりんご産業が主栽培であるといえますか、当市にとっても大きな課題ではあるかと思います。ですから、当市を生産量をどういうふうな形で維持していくかということは、これから市としても考えていかなければなりません、と同時に農家の皆さんにもやはり再生産できる経営形態、また併せてそれのみならず、将来に対する投資ができるような経営形態、それもまた維持していくというのが非常に大事ではないかと思っています。行政の支援というのはもちろん大事、必要だと思いますけれども、同時に農家自体も再生産していけるような経営形態をつくり上げていくということがなければ、行政で支援のしっ放し、しっ放しと言えば言い方は失礼ですけど、そういうことではなくして農家の皆さんと一緒にしながら、平川市のりんご産業、また青森県のりんご産業というものを育てていくことが、大事なのではないかと考えております。答えになったか分かりませんが、突然、言われましたので今そのまま思いつくままに申し述べさせていただきました。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員にお願いいたします。ただいま提示されている新聞等は著作権の侵害がございますので、提示をしないよう御遠慮いただきたいと思えます。提示をしなければ差し支えありません。

桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） すみませんでした。いろいろ先ほどから、これについては面倒なところあるかと思いますが、国、県がこういうふうに進めようとしていますので、いろいろ注目が集まっているようですので、やっぱり他市町村に先駆けて平川市でこの事業を進めなければならないのかと思っています。

そして、私たち議員の中にもりんご農家があります。議長、そして副議長、そしてりんご協会の職員を終わられた長内秀樹議員、そして工藤秀一議員とかいろいろいますのでその中でも、議員の中でも勉強しながらこれからこの事業に対してどうすればいいのかみんなでまた話し合いながら、お互いに協力しながらこの事業を進めていきたいと思えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

次に移ります。これ予算特別委員会のときに聞こうかと思っていたんですけども、どうせやるのであれば予算特別委員会は時間限られてありますので、ちょっとお聞きしたいと思って。2. スマート農業導入支援事業についてですけども、令和3年度の予算に計上されておりますスマート農業導入支援事業について、事業の趣旨及び事業の内容をお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私から、スマート農業導入支援事業の概要についてお答えいたします。

スマート農業は、ロボット技術やI o T、A I など先端技術を活用する農業として、農作業の省力化や軽労化など生産性の向上を図るため、これからの農業に期待されている技術です。本市においても、少子化や高齢化により労働力不足が問題となっている中で、農業生産活動に役立っていく技術であると考えていることから、スマート農業技術を導入する農業者等を支援するものであります。

事業の詳しい内容については、経済部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 御質問のスマート農業導入支援事業では、農業用ドローン、ロボット草刈り機、アシストスーツの導入費用や、農業用ドローンを安全に操縦するために受講する講習会等の費用に対し助成いたします。

具体的な内容は、まず農業用ドローンは、水稻生産組織が広域的に防除作業を請け負う場合に、導入に係る経費に対し補助率50%以内で、100万円を上限とし助成します。

また、ドローンの講習会等の費用に対し、補助率50%以内で10万円を上限とし助成します。

次に、ロボット草刈り機ですが、果樹園で無人で草刈りを行う機械の導入に係る経費に対し、補助率30%以内で、30万円を上限とし助成します。夜間も稼働できることから、野ネズミ対策にも一定の効果が見られたと聞いております。

最後に、アシストスーツですが、体への負担が大きい介護や物流の現場では普及が進んでおり、りんご箱や、米袋の積み下ろし等農作業においても、生産者の負担軽減が図られるものとして、補助率30%以内で、30万円を上限とし助成します。今回、当事業で導入したスマート農業技術については、使用状況や農作業への効果などを検証することから、認定農業者や認定新規就農者などを補助の対象としています。

また、検証内容については、今後導入を検討している農業者に周知し現地の視察や、導入結果報告会などを開催していきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） 詳しい説明いただきましたけれども、農業用ドローン、この値段、1台どのぐらいするのか、そして何台のつもりなのか、ちょっと分かりませんので、それとドローンの技能認定資格取得補助、どのぐらいかかるのか。そして何名を予定しているのか。各ロボット草刈り機もそうです。どのぐらい、何台ぐらいを見越しているのか。アシストスーツもそうですけれども、お知らせください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私のほうから予算の内訳ということでお答えいたします。

まず農業用ドローンでございます。予定している事業費は1台200万円、先ほど言ったようにこの50%ということで100万円、2台分見て200万円ということでございます。

そしてまた、ドローンの技能認定資格、1回1名20万円かかるということ聞いてございます。その50%で10万円掛ける6人分で、60万円計上してございます。

ロボット草刈り機、1台45万円、補助率30%ということで、13万5,000円でございます。それを4台分、54万円見てございます。

続きまして、アシストスーツ1機一応30万円で見えております。補助率30%で9万円、こちらのほうは5機分、ということで54万円ということでございます。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） はい。分かりました。全部足せば368万円になるのかなと思っています。このロボット草刈り機、私も去年、実演会とかそういうの見たんですけど、何かあの、普通の草では刈れない、芝生ぐらいのあれで、ちょっとこれ実用できるのかなと思って見てきたんですけど、もし、希望する人あればあれですけども、ただ、いいのは24時間、夜でもやるそうで、ネズミの駆除にはなるそうですので、何かそういう話を聞いています。そういうことで、新規ですので、これから恐らく募集出していくと思いますけれども、やっぱりいろいろ、この間の補正予算ですか。それを見ても、大分残っているような事業に見えます。なるべく、これを使い切るようなPRをしてほしいなと思ってますので、よろしくお願いします。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） すみません。スーツの金額が合わないということで、申し訳ございません。9万円掛ける6機分ということで、54万円です。さっき5機って言いました。申し訳ありませんでした。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） さっき申し上げたアシストスーツのモデルですけども、これ、シングルタイプとダブルタイプとあって、ダブルタイプが30万円ぐらいだそうですけれども。これりんごを手籠でたなぐのは大分いいけれども、箱を上上げるのは全然利かないんだそうで、なんかちょっとあれだなと思って。そして何か今、こういう展示会とかやるっていう計画あるようですけども、それはいつやるんでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） スマート農業の関係につきまして、今月末に、認定農業者連絡協議会が主催となって、展示会及び研修会を計画しております。ぜひ、そちらのほうにも御参加いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） はい。それでは次に移ります。

3. ふるさと農業応援事業について、これちょっと名称変わりましたが、りんごはふるさと納税返礼品として人気が高く、産地の維持や生産者の所得向上に向けた取組を応援するため、昨年度までは苗木購入や作業場の舗装など経営基盤強化を支援するりんごのふるさと応援事業が実施されておりました。令和3年度予算ではふるさと農業応援事業として事業名が変更になっていますが、この事業内容についてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からふるさと農業応援事業の概要についてお答えします。

議員御指摘のとおり、ふるさと納税の返礼品として、りんごをはじめ桃や野菜など、当市の農産物が大変人気があることから、より一層経営基盤の強化を図ることを目的とし、今年度までりんごのふるさと応援事業により、りんごの苗木購入費用などの助成を行ってまいりました。令和3年度予算に計上したふるさと農業応援事業では、これまで苗木の購入費用の助成対象をりんごのみとしておりましたが、特産果樹を対象作目に加え、津軽の桃や、近年面積が拡大しつつあるシャインマスカットの栽培に取り組む農業者にも、広く支援したいと考えております。

事業の詳しい内容については、経済部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） ふるさと農業応援事業について御説明します。

まず、苗木購入費への助成ですが、特産果樹はこれまで特産フルーツ応援事業により、補助率2分の1以内、苗木1本当たりの補助上限額を1,000円とし、認定農業者や認定新規就農者などに限定し支援しておりました。

令和3年度から実施するふるさと農業応援事業では、補助率3分の1以内、苗木1本当たりの補助上限額は700円と縮小しますが、認定農業者などに限らず、広く市内農業者を支援いたします。

苗木購入費用への助成のほかは、これまでと同様にりんご園防風ネット張替事業、簡易トイレ整備事業及び作業場整備事業を実施メニューとし、いずれも3分の1以内の補助率で助成します。

りんご園防風ネット張替事業では、支柱やワイヤーを除く、防風ネットの張替えに必要な費用に対し助成します。実施見込みは、1,500メートルであり、今年度の実績により255万円の事業費を計上しています。

次に、簡易トイレ整備事業では、農作業環境の整備を目的に、簡易トイレの購入費用や設置費用に対し助成します。補助上限額は1基につき10万円であり、10基分の事業費を計上しています。農業者1人につき1基の助成となりますが、経営面積が2ヘクタール以上の場合は2基まで助成します。

最後に、作業場整備事業では、コンテナの積み込み作業などの環境改善を目的に、コンクリート舗装などに要する経費に対し助成します。補助上限額は1か所につき10万円となり、15か所分の事業費を計上しています。簡易トイレ整備事業と同様に、経営面積が2ヘクタール以上の場合は、2か所まで助成します。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） 今の御説明で、恐らくシャインマスカットが入ったと思いますけれど、大体の今の面積と、これから苗木の購入がどのくらい増えると予想しているのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） シャインマスカットの現状ということで、まず担当課として把握しているのが現在11名いまして、面積が1町8反、180アールということでございます。

どのくらい増えるのかということにつきましては、窓口にシャインマスカットやりたいんだけど、何か助成はないかという声は多数いただいています。

面積がどのくらい増えるかというのは把握しておりません。ただ、今のその苗木助成の関係で、国産フルーツを含めて4,000本見てございますので、その4,000本の中で十分対応できると感じてございます。

○議長（福士 稔議員） 桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） 4,000本ということで、大分お金もかかりますけれども、これ全部です。シャインマスカットかなり出てると思うんだけど、これ11名というのは、把握してるだけで、そのほかにかなりの方が今シャインマスカットやってるのかな

と思っています。ということで進めていくのはやっぱりそういうふうにしてやっていかなければならないのかなと思っていますので、助成のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

簡易トイレのことですけれども、これ毎年、前から言ってきたんですけれども、先日、津軽みらい農協で外国人の技能実習生請負をして、希望者、ベトナムかな、のことで、アンケートみたいな取ってましたけれども、それ見ますと、女性の方ってなってます。女性が2人か3人かということで、今年やるんじゃないんですけれども、何かそういうこと聞いてます。女性でなく男性でもそうですけれども、やっぱりトイレは必要なのかなと思っていますので、それでトイレ10万円ほど上がってますので、ここら辺のことももう少し考慮していただければなと思っていますので、よろしくお願ひします。

ということで、最後になりましたけれども、大湯部長には、鳥獣被害のことでいろいろ面倒な質問をさせていただきました。本当にありがとうございました。本当に御苦勞様でした。これからも元気で、シャインマスカットやるそうですので、何とかシャインマスカットの農家になってくださるようお願ひしたいと思います。これで終わります。

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 議事進行についてお尋ねいたします。

桑田公憲議員に対して、新聞を提示することは著作権に関するお聞きしましたが、なぜでしょうか。新聞社には購読料を払っていると思います。テレビには受信料を払っていると思います。特にこの場で記事を紹介したとして、桑田公憲議員がもうけているわけではないので、違反ではないと思います。いま一度、議長に見解を詳しく御説明お願ひいたします。

○議長（福士 稔議員） お答えします。

私不勉強ですけれども、この著作権の侵害、ユーチューブとかそういうもので掲示をした場合、それが見れるわけです。私法律のことは詳しくないんですけれども、そういうお話の中で、そういう経緯がありますので、そこは掲示をしないで、机上にある分にはいいんです。私はそう理解して、事務局長と話をさせていただきました。法律のことについては、またあとで齋藤 剛議員にもお知らせしたいと思いますので、私の今の答弁はこれで終わりたいと思います。

齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） ここの中で桑田公憲議員の発言をユーチューブに流すかもしれませんけれども、もし流したとすれば、ユーチューバーに対してお金が入るわけです。でもこの時点で、今桑田公憲議員と、各部長、市長との答弁ありましたけれども、この例えば、新聞によりますとっていうけれども、日にちも、記者の名前も、全然公表しないで、記事の内容を桑田公憲議員が発表して紹介したわけです。そういうことは切り抜きに等しいような形ですので、これは著作権には、私も法律家ではありませんけれども、絶対に違ふし、議長の発言もかなりおかしいなって思っていますので、これが私の性格なのかもしれませんけれども。

○議長（福士 稔議員） このことに関しては後ほど私もお調べしてお話をさせていただきます。よろしいですか。

それでは13番、桑田公憲議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

石田隆芳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

石田隆芳議員、質問席へ移動願います。

（石田隆芳議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員の一般質問を許可します。

○4番（石田隆芳議員） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。7席、4番、新生会、猿賀の石田隆芳であります。

まず、1. 除雪対策についてであります。去年は全くの小雪で、市民の方々は雪片づけもほとんどすることなく、大変楽な冬期間を過ごし、毎年このような気候だったらいいのにと考えた方が大半だったのではないのでしょうか。その反面、除雪業者やそれに関連する方々は収入もほとんど入らず、難儀をした方々も大分おられたことも確かです。今年去年と打って変わり、短期間で集中的に雪が降り積もり、市民の皆さんは苦痛に耐えながらも雪片づけに追われていたのではないのでしょうか。

私は、毎日平川市内の温泉に行くのですが、特に1月7日はホワイトアウト状態になっており、温泉に行くときはどうにか行けたのですが、帰りには一寸先も見えない状態で、なおかつ道路が短時間で吹きだまりになってしまい、その吹きだまりに突っ込み、身動きが取れなくなり、何十年も車を運転していますが初めて雪に対する恐怖というものを感じました。そのとき、ふと脳裏に浮かんだのが、荒れ狂う天候の中でも除雪業務に従事している方々は、危険を顧みず市民の生活を守るため、雪と格闘しなければならないのかと思うと、感謝の言葉しか思い浮かばず本当に頭の下がる思いです。

さて、①児童生徒の通学路確保についてであります。昨年11月に盛美園前の側溝を蓋つきの側溝にし、幅員を広げ通学路をある程度確保することができました。しかし、蓋をつける前は近所の人たちが盛美園の前の道路の雪をきれいに片づけていましたが、蓋をつけてからは除雪の寄せ雪が堆積し、側溝の道幅がより狭くなってきました。これでは、通学路を安全に確保したことにはならず、結果的に逆に児童生徒を一層、危険にさらしていることとなります。市の除雪事業計画書での歩道除雪については、通学路を主体とした早期除雪に努めるとあります。盛美園の前は県道と言えればそれまでですが、児童生徒が安全に、そして安心して通学できるよう道幅を確保するための市としての対策はないのでしょうか。

また、津軽尾上駅前の道路を挟んで向かいの元ラーメン屋どさんこの前とタクシー乗り場の横、そして農協の前が何年も前から雪山状態になっております。この場所も通学路になっていて、見通しが非常に悪く児童生徒が通るたびに、大変危ない思いをしているようです。その場所に雪を積まなければならない理由があるのでしょうか。通学路安全確保のためにも、雪山を撤去することはできないのでしょうか。お伺いいたします。

そして、私が一番重要視している箇所が、猿賀から中佐渡に入り長田に曲がる丁字路の付近も通学路になっているのですが、道幅が非常に狭くカーブもあり大変危険な場所です。冬場ともなれば、寄せ雪等で道幅がより狭くなり、さらに危険度も増します。父兄の方々も、子供たちを危険な目に遭わせないためにも見送りを行っているようですが、いつ事故に遭うか心配だという声が多数聞こえております。

私も若い頃、その付近で事故を起こしたことがあり、その場所は本当に危ないと以前から思っていたところでもあります。子供たちが事故に遭ってからでは遅いのです。ぜひ、児童生徒が心の底から安心して安全に通学できるようそして、父兄の方々が安心して子供たちを学校へ送り出せるよう、市としての対策はないものかお聞きします。

次に、②高齢者、障がい者世帯への除雪事業についてであります。これは先ほどの佐藤 保議員とも重複すると思いますが、よろしくお願ひします。

この質問に関しては、何度も取り上げられていると思ひますが、2025年までには団塊の世代といわれる方々が全て後期高齢者となり、より一層除排雪をすることが困難になる人が増えていき、この問題が重くのしかかってくることは目に見えております。高齢者や障がい者への福祉的な除雪事業については、コミュニティ育成事業奨励金や小規模除排雪事業等が町会で実施されていて、コミュニティ育成事業は、先ほども答弁にありましたがコミュニティ活動の推進を目的に、各町会で取り組む事業として除雪費も盛り込まれていて、また小規模除排雪事業は、独り暮らしの高齢者、高齢者夫婦及び障がい者世帯を対象に、道路除排雪後の雪の塊除去や生活路の確保をするために、除雪ボランティアを配置した町会及び福祉会に対して助成金を交付するとなっております。

しかし、そのような事業を実施していない町会等もあると聞いていますが、そこで現行行われている各事業の最近の状況と実績、実施していない町会等はなぜ実施していないのか。併せてお伺ひいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願ひします。

○市長（長尾忠行） 石田隆芳議員の御質問に対しましては、児童生徒の通学路確保については、建設課長より、高齢者、障がい者世帯への除雪事業については、健康福祉部長より答弁させます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福士 稔議員） 建設課長。

○建設課長（北道正人） 一つ目の盛美園前の除雪についてお答えいたします。

ここは昨年、猿賀町会から、歩行者の安全確保のため側溝整備をしてほしいとの要望を受け、県で工事を実施した箇所ではありますが、もともと開渠であった部分を可変側溝に入れ替えたため、寄せ雪が堆積するようになったと思われまふ。今年度も県では、2回排雪を実施しておりますが、来年度以降についても小まめな排雪を県に要望し、児童の通学路を確保していきたいと考えております。

次に、津軽尾上駅付近の雪山についてですが、旧どさんこ大将前及び津軽みらい農協尾上支店前につきましては、市の除雪の一時堆雪箇所でありまして、雪山が大きくなり交通に支障を来すような状況になった場合、排雪を実施しております。弘南鉄道踏切付近の雪山については、市の除雪による雪山ではございませぬので、排雪の実施は難しいのですが、土地所有者の弘南鉄道とも協議しながら、通学路の安全確保を図っていききたいと考えております。

三つ目の中佐渡から猿賀神社へ抜ける市道については、一部道路幅員が狭くなっており、歩行者にとって危険な箇所であることは認識しております。当該箇所については以前、町会長からも事故防止対策についての相談があり、来年度初めにも注意喚起看板を設置する予定でございます。冬期間については、小まめな拡幅除雪を実施し、十分な道路幅員を確保したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 私から、高齢者、障がい者世帯への除雪事業について、各事業の現状と実績からお答えいたします。

福祉的な除雪に関しましては、社会福祉協議会と連携して対応しており、社会福祉協議会が各町会等に対して助成し、道路除雪後の敷地・間口等の除排雪を行う小規模除排雪事業については、平成30年度は27町会で実施し、昨年度は29町会で実施、今年度は28町会で実施予定と伺っております。

市の地域コミュニティ育成事業奨励金については、平成30年度からメニューを拡大し、町会が取り組む雪対策について対象とし、奨励金を増額しています。平成30年度は20町会で実施、昨年度は15町会で実施、今年度は18町会が申請しております。

そのほか、社会福祉協議会とボランティア連絡協議会の協働で実施する独り暮らし高齢者屋根の雪下ろしがございます。要支援者世帯で、親族や地域の援助を受けられない状況にあり、雪下ろしが困難な世帯については、毎年11月頃に民生委員、在宅介護支援センターの協力を得て事前に調査を行い、堆積等の状況にもよりますが、スノーバスターズによる雪下ろしを実施しております。平成30年度は7世帯、昨年度は1世帯、今年度は3世帯実施していると伺っております。

各事業を実施していない町会等の理由については、対象となる世帯がなかったり、隣近所同士が助け合っている、あるいはマンパワー不足で実施できない等、町会によって異なっているものと考えております。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、言われた盛美園前の除雪を小まめにやるということですが、これは雪降ったときに毎日誰かが見に行きに行ってやるということですか。

○議長（福士 稔議員） 建設課長。

○建設課長（北道正人） 県道ですので、うちほうの職員が随時見に行くということは、なかなか難しいものだと思います。しかしながら、県のほうにその状況を上手にお話しして、排雪の頻度を高めていくように市のほうから要望をしたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今の答弁なんですけれども、多分、毎日通る人は分かると思うんですけれども、1回除雪がいただけでかなり雪で押して寄せ雪になって多くなって、通れないというか通れますけれども、車道の部分にかなり出ることになるので、これは本当に雪が降ったときは毎日まめにやらなければ子供たちが多分、大分危ない目に遭うのではないかと思うんですけれども、そのところちょっと県と連携してやってもらえばいいのではないかと思います。

そして、津軽尾上駅前のラーメン屋のそこなんですけれども、これは今度からも撤去するという事ではないんですか。さっきの答弁であれば。

○議長（福士 稔議員） 建設課長。

○建設課長（北道正人） 今のところは、ここに寄せ雪を置かないというところまでは、すぐに判断できません。ただ、多くなった場合はその都度そこから雪を排雪するという方法で今考えておりますが、これも今後市の除排雪の関係を全部総合して対応したいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） さっきも言いましたけれども、そこに雪を置く理由が何かあるのかというのを聞いているんですけども、大変そこ危ないので雪を寄せてもらいたいという話をしているんですけども、どういうことなんですか。ちょっとお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 建設課長。

○建設課長（北道正人） 今の状況であれば、雪の一時置き場にするとところが限られておりますので、そこに一時的に置く必要性が出てきます。今のこの状態を見まして、今後できるだけ雪の量を少なくするとか、いろんな検討が必要かと思っておりますので、今後うちほうもちょっと研究させてもらいたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） そこに置くこと自体が危ないということで、皆さんから苦情が来ているわけですから、そこ堆積して多くなったら片づけるという、それはちょっと理由にならないと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 建設課長。

○建設課長（北道正人） 今の議員御指摘のことを真摯に受け止めて今後、置かないことはできないかもしれませんが、検討を進めたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） そのところよろしく願いいたします。

次に、中佐渡のところなんですけれども、先ほどの答弁では看板等で喚起するという答弁なんですけれども、例えば看板を付けたとしても、あそこはかなりカーブで猿賀方面から来れば非常に見通しが悪いんです。それで子供たちが通るといことになれば、ただ看板だけ設置したとしても、私はまだ安全性に欠けると思うんですけども、そのところやはり安全性を考えて、そのカーブのところを極力なくするように拡幅工事とか、そういう安全性をもってやれないかお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 建設課長。

○建設課長（北道正人） 道路拡幅工事についてお答えいたします。

議員御指摘の市道杉館猿賀線及び市道中佐渡原線が交わる丁字路付近の道路については、施工時期は不明であります。丁字路より猿賀神社方面は拡幅工事を実施しているものの、中佐渡町会側については拡幅工事を行った形跡がないため、道路幅員が狭くなり、車両が交差する際に危険であると認識しております。

今後は、現場の状況やこれまでの経緯、道路拡幅工事に必要な用地について、地元の協力を得られるかなどを調査していきたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） そちら辺のところも多分、カーブであそこら辺の住民の方も

危ないと思っているので、協力等は幾らでもすると思いますので、本当に拡幅工事をやれるよう何とかお願いしたいと思います。

次ですけれども、高齢者、障がい者世帯への除排雪事業についての再質問ですけれども、さっき言われた実施していない町会というのは、その町会に入っている加入率も影響しているのかと思われます。そして、また小規模除排雪事業というのはその方々も自分の家のことでやっぱり精一杯で、人が集まらないという状態なのではないかと思えますけれども、このことについてどのように考えておりますか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 小規模除排雪事業を実施していない町会は、複数あるわけですけれども、今回全ての町会に調査したわけではございませんが、事業主体となっております社会福祉協議会からの聞き取りや、これまでの町会長からの声などを参考にしたものでございます。実際、人がいるけれども人が集まらないといった答えが一番多かったもので、そういう意味では町会それぞれで理由はありますけれども、そのこの辺りが一番多いのではないかというふうには考えております。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 例えば高齢者というと、普通でいえば65歳ということになると思うんですけれども、私はまだ65歳にはもうちょっとまだ早いんですけれども、今の65歳ということが高齢者ということになれば、なかなかまだ65歳だったらまだみんな自分で年いった人とは、誰も多分思っている人はいないので、体力的にも若い人が多いと気持ち的にもそれこそ四、五十年前には65歳というと、全然考え方も違うと思いますので、平川市で例えば除雪やる、対象にするのも例えば75歳以上のみの世帯とか、重度の障がい者世帯を対象に絞って支援を受けられない人を対象にして、家の前の道路とかの除雪とか、道路に残さない除雪体制というのを取るというのはどういうものでしょうか。お聞きします。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） いわゆる高齢者の方、障がい者の世帯、こういう方々を対象とした福祉除雪ということに関する考えは、先ほど市長の答弁でも申し上げたとおりでございます。

ただ、先ほど佐藤 保議員のほうからも様々な行政サービスとして事業をできないものかというふうな御質問がありましたけれども、金銭的な支援あるいは職員が片づけるもしくは人を雇うというふうな事業は、ほかの市町村でも実施されているということは把握してございます。そもそも、これも1つの解決策であろうというふうには捉えておりますけれども、例えば置き雪の対策、これだけでなく地域には様々な課題があるというふうには捉えておまして、その課題を解決するためには地域の人が共に支えあう共助の基盤というのが必要だと、それが今回御提案というか答弁させていただいている小規模除排雪事業、あるいは地域コミュニティ育成事業、これが共助の基盤づくりに一役買っているというふうには考えております。

ですので、様々なこの事業は事業として考えるべきとは思いますが、現時点においては地域でこれまで積み上げてきたそういう共助の基盤、これを大切にしていって、育てていくべきというふうなことで考えているものでございます。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） なので、私が提案しているのは75歳以上で、重度の障がいが高い人、そういうのであれば、もっともっとそういう人を対象に絞ってやれば、もっともっとそれこそその人たちに対して、幸せにしてやれるのではないかというふうに私は思うんですけれども、あと2月21日のニュースで弘前市の町会で毎年除雪している役員の人も高齢化しているということで、なかなか除雪も大変というニュースが入り、そこで弘前大学の柔道部が除雪ボランティアをしたというふうなことが報じられていましたけれども、弘前大学の柔道部の監督は私もずっと、何十年も前から覚えている先生なんですけれども、彼ならこういうこともするだろうと思ってはいますけれども、平川市でそういう学生的なボランティア、そういうのをできる団体とかがあっていいのではないのでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 今、御質問のボランティアできるところがないかというのは調査をしたこともございませんし、把握しているものでもございません。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） そうすることも加味してやってもらえたらと思います。

そしてまた、平川市の町会には機械の貸出しとかもやっていると思うんですけれども、弘前市では生活道路の除雪作業とか、高齢者世帯とかの間口の寄せ雪処理を行う目的で、市民とか企業、行政が力を合わせて地域協働で雪対策に取り組む新たな共助の仕組みとして除排雪を行う町会等と小型除雪機を提供したいという企業の地域活動を仲介して、何組か成立しているということもありますので、平川市でもそういう企業ともタイアップしてやれるという取組はできないもののでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 町会等に除雪機を貸し出してということについて、まずお答えさせていただきます。

当市においても、小型除雪機貸出規則というものがございまして、市が所管する小型除雪機を、町会等に公共の用に供する場合の除雪に使うものであれば、無料で貸出しするというようなものがございます。これは御活用いただければよろしいかと思っておりますけれども、企業とタイアップということであれば、それは今まで検討したこともございませんので、その辺も含めて今後の福祉除雪の在り方については、少し検討させていただきます。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） この小型除雪機というのは、平川市には何台あるのでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 今、資料を持ち合わせておりませんので、調べてお答えさせていただきます。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 私が思っていることなんですけれども、例えば市で今コロナ禍で仕事をやむなく離職している人、そういう方も多くいます。そういう方を冬期間だ

けでも雇用促進の観点から雇用して、障がい者とか高齢者世帯の除雪事業にそういう人を使って取り組むという考えはないか。

そして、社会福祉協議会に実施させているのであれば、運営補助金として4,242万4,000円計上されておりますけれども、もう少し増額して支援に当たらせてほうがよいのではないかと思いますけれども、その2点お願いします。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） まず、離職した方を雇用して除雪事業に取り組むという御質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によって離職した人、あるいは休業した人で、市及び社会福祉協議会に相談があった方というのは26名ございます。その中では、既に再就職した方や転出した方などもおまして、市が把握している限りでは冬期間のみ除雪作業に従事できるような方はいらっしゃいませんでした。これまでも繰り返しになりますけれどもお答えしてきたとおり、小規模除排雪事業や地域コミュニティ育成事業奨励金を活用して、地域や町会等と協働での対応をお願いしたいというのが考えてございます。

そしてもう一点、社会福祉協議会に補助している金額、それを増額できないかということでございます。

現在、社会福祉協議会に対して出している補助金というのは、社会福祉協議会を運営していく中の事務局の人件費という形で、支出しているものでございます。そして、今現在の小規模除排雪事業は社会福祉協議会の中の自主財源といいますか、会費あるいは共同募金の配当金、これらを充てて実施されていますので、そこはまた少し趣が違うものと捉えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 市民のためにこれからもみんな力を合わせてやっていければというふうに思います。一つ目のところはこれで終わります。

2. 新型コロナウイルス感染症対策についてであります。その中の誹謗中傷抑止の取組についてであります。世界で最初の新型コロナウイルス感染症の症例は、2019年12月8日に発症したとされています。国内で初めて確認されたのは、昨年1月6日、神奈川県横浜市だということです。誰もが予期していなかった新型コロナウイルス感染症発症から1年以上たった今も、終息が見えない状態が続いております。昨今の今頃は、全国では新型コロナウイルス感染症患者が爆発的に発生していたにもかかわらず、青森県内で感染者がいらないということもあり、私をはじめ多くの皆さんがまだ、対岸の火事程度にしか思っていなかったのではないのでしょうか。

ところが、県内で去年の2月23日に八戸保健所管内で初めて発症が確認され、10月には弘前保健所管内で飲食店クラスターが発生し、新型コロナウイルス感染症が身近に迫ってきたことで、初めて自分自身に降りかかるのかもしれないという恐怖心を抱いたのではないのでしょうか。そして、12月には高校クラスター、今年2月に入り病院クラスターと、今となっては誰が感染するか分からない状況になってしまいました。感染の拡大とともに、感染者や家族に対していわれのない差別や誹謗中傷などが広がり感染者が受診をためらうおそれも考えられます。

以前、私もPCR検査を受けることを余儀なくされ、そのときはたまたま陰性ではあ

りましたが、間髪を入れず私が陽性になって入院したとか、保健所が来て家の周りを除菌したというあらぬうわさが一気に広がり、困惑を通り越して怒りさえ感じました。私の知り合いの方も、濃厚接触者だということでPCR検査を受けると会社に伝えたところ、受ける前から陽性者扱いをされ、結果が陰性であったにもかかわらず、なぜあなたが陰性なのと言われ、会社で嫌がらせを受け精神的に追いやられ体調を崩し、やむなく会社を退社せざるを得なくなった人もおります。

新型コロナウイルス感染症は非常に怖いものですが、それと同様に怖いのが新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷です。この誹謗中傷は、貴い人の命さえ奪ってしまう恐ろしいことで、これは全くの人災といえます。事実、昨年女子プロレスラーの木村 花さんが、SNS上の誹謗中傷によって亡くなりました。誹謗中傷は犯罪でしかないのです。誹謗中傷をした多くの方は、特に悪気もなく無頓着に、むしろ自分は正義の味方を気取って、注意を喚起しただけだと思っている人が多いそうです。無差別的な言動や誹謗中傷は被害者を深く傷つけることであり、決して許されるものではありません。

青森県では、昨日9日に新たに感染者が2名確認され、そのうち1名は弘前保健所管内で、累計822名と発表されています。平川市でも、いつ起こるか分からない新型コロナウイルス感染症のクラスター等が発生した場合に備えて、感染症に関し誹謗中傷の抑止について、市民の皆様方に周知徹底するため、さらなる広報活動を強化すべきと考えますが、市としての考えをお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 今般の新型コロナウイルス感染症については、感染症患者等に対するうわさ話やインターネット、SNS上での個人の詮索・特定など、事実でないものも含め、様々な差別的な取扱いがあることが問題となっております。こういった誹謗中傷は、感染の蔓延防止及び人権尊重の観点から、厳に慎むべきものであります。

このことに鑑み、これまでも市ホームページや毎戸チラシ等により、国や県の示す偏見・差別の防止に向けた情報発信を行い、市民への注意喚起を図っておりますが、感染症患者等に対する誹謗中傷を抑止するためには、やはり地道な啓発活動が不可欠であると考えております。また、先般2月3日に公布され、同13日に施行された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

当市としましては、基本的な感染予防対策に加え、患者等に対する偏見・差別の防止に向けた情報発信を継続して行うとともに、今後は感染症患者等に対して悪質な差別的取扱い等を行った者には、法的責任が問われる場合があることについても注意喚起を行ってまいります。このほか、差別的な取扱いを受け、困っている方などに対して設置される様々な相談窓口についても情報収集を行い、その周知に努めてまいります。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 前、市長がたしか答弁か何かしたと思うんですけども、県のほうでは、感染者の周辺の情報を特定されることを防ぐために、感染者の居住地を保健所管内にとどめて、職業も原則として公表しないとしているほか、10代については性別や年齢、行動歴も明らかにしないとなっております。今、市長も言われた答弁、本当にいいことだと思っておりますけれども、しかし多くの方が多分、一度新型コロナウイルス感

染症にかかった人は、完治しないと思っている人が多いんです。私も、覚えている人や知り合いとかに聞いたりすると、「一回コロナにかかった人って治らないんだべ。」というふうな問いかけもされたことがあるのですが、そういうのがあった場合には市としてはどういうふうに周知徹底していくのか、答弁をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（一戸昭彦） 一度かかった方が治ったにもかかわらず、治っていないというそういったことについて、どういうふうに対策を取っていくかということですが、まず個人的にかかったという情報は、市としてはどこの誰がかかったのかは把握しておりません。例えば、個別とかそういった感じの周知等はできないものでありますので、感染したものは当然治るのですけれども、そういったものも含めて市民全体的に周知をしていくことが必要だと思います。

あとこういった、誹謗中傷のことは、やっぱりモラル的なものが主ですので、今までは例えば、クラスターが発生したときですけど、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせを配布した際は、市長からのメッセージということで、そういったところにも誹謗中傷とか特に気をつけてくださいという旨も示しているところですので、今後もそういったところをまた繰り返しお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 例えば先ほど言った、一度かかれば完治しないというふうなうわさもあるということなので、新型コロナウイルス感染症にかかったとしても必ず完治する、というようなところも付け加えて広報してもらえばよいのかなと思います。

そして、市民の皆様と一緒に戦うというのは、新型コロナウイルスに感染している人ではなく、新型コロナウイルス感染症自体だということを肝に銘じてやっていく必要があるということで、引き続き一層の周知を徹底して図っていただきたいと思い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福士 稔議員） 4番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。

午後2時05分まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、石田隆芳議員の一般質問の中で答弁漏れがありましたので、健康福祉部長の発言を許可します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 先ほどの石田隆芳議員の除雪対策についての御質問の中で、貸出ししている除雪機の台数について答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

貸出ししている台数は、2台でございます。

○議長（福士 稔議員） 第8席、2番、山谷洋朗議員の一般質問を行います。

山谷洋朗議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山谷洋朗議員、質問席へ移動願います。

(山谷洋朗議員、質問席へ移動)

○議長（福士 稔議員） 山谷洋朗議員の一般質問を許可します。

○2番（山谷洋朗議員） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より一般質問の許可を頂いた第8席、議席番号2番、新生会の山谷洋朗でございます。与えられた時間を有効に使うことのできるよう努めてまいりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

さて、明日は市内4つの中学校で卒業式が挙行されます。思い起こせば1年前の今頃もコロナ禍により、平川市内の小・中学校の卒業式も人数制限などの規制を設けて実施されました。そして、1年の時を経た今もなお、全国的に収束することなく今年度の卒業式はさらに規模を縮小しての実施ということで、卒業生の皆さんにとっては昨年度に引き続いてコロナ禍の中での卒業式となりますが、3年間、6年間、それぞれの学びやで得た思い出という宝物を胸に、全員が笑顔で晴れの舞台に臨んでくれることを切に願っております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。まず、1. 支援員の活用方法について伺います。

平川市の教育現場では、国が推し進めているGIGAスクール構想に沿って、各学校で活用するICT事業を迅速に進めており、ほぼ体制が整いつつある状態だと認識しております。ただ、この中で私が1つだけ危惧していることがあります。それは、オンライン授業などによる教職員の負担であります。このことを踏まえて、教育委員会ではこのような問題が生じないために、次年度よりICT支援員の導入を計画していますが、その活用方法を具体的に教えてください。

次に、部活動指導員の活用についてお聞きします。

今年度から市内の中学校へ部活動指導員を配置していますが、学校現場からは指導員の人数を増員してほしいとの要望も聞かれます。来年度も引き続き、部活動指導員の配置は継続と捉えておりますが、今年度と同じような形で実施されるものなのか。または、教育委員会においても、部活動指導員の増員などを考えているのかどうかお考えをお聞かせください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） ICT支援員の活用方法や想定する役割についてお答えします。

議員御承知のとおり、今年度においては新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、当初計画のICT環境整備を大幅に前倒しして、環境を整備したところであります。また、学校現場の教職員は、オンライン・サテライト授業が円滑に運用できるよう迅速な対応が求められている状況下にもあります。

ICT支援員の導入については、これらの機器や学習支援ソフトなどを駆使してICT学習が実践されていくことに伴い、教職員の業務が負担とならないよう措置するものであります。

想定しているICT支援員の役割ですが、日常的なICTの活用を専門的な視点から支援することを目的とし、業務内容は、学習時における授業計画の作成支援、機器メン

テナンスの環境整備、研修の準備や企画支援などICT導入により必要となる様々な問題を解決するため、学校現場において直接、児童生徒や教職員をサポートするものがあります。

次に、部活動指導員の配置人数及び取組内容についてお答えいたします。

教育委員会では、部活動の指導体制の充実及び質的向上を図るとともに教員の多忙化解消に向けた取組の一環として、令和2年度から部活動を担当する教員の代わりに、部活動指導員を市内中学校へ3名配置しております。

令和3年度も部活動指導員は1名ずつの配置となるのかという質問にお答えいたします。

令和3年度においては、予算要求前に各中学校へ部活動指導員の要望調査を実施しております。結果、令和2年度と同じ3名の方の要望があったことから、今年度同様の配置を予定しております。

○議長（福士 稔議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） ICT支援員の活用方法は分かりました。

私がここで申し上げたいのは、新たな試みをすればそれはよいことではありますが、全て現場の教職員への負担にもつながるということを十分考慮して、現場の教職員から不満の声が漏れたりしないように、それこそ支援員の有効な活用の手だてを講じてくださることを要望いたします。

部活動指導員に関しては、先ほども申しましたが、教育長の話では今年度並みでよいというお話でありました。でも現場からは、指導員の人数を増やしてほしいという要望を私、何人からも聞いております。どのような形で3名でいいという回答が返ってきたのか私は存じませんが、このことに関して再質問いたします。

各中学校においては、それぞれ幾つかの種目の部活動を行っております。今年度の状況を見れば、指導員の人数が最小限なので致し方ないのですが、指導員の配置された部活動の顧問からは、負担は軽減されていると聞きました。ただ、それ以外の部活顧問からは、以前と何も変わらない状況であるという声も聞かれました。このように相反した思いを抱かせないために今後人数は少ないのではありますが、部活動指導員をどのように活用させていくつもりなのか、お答えできたらお願いします。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（対馬謙二） まず、人数の話ですけれども3名という内容については、あくまでも予算要求前に各中学校に要望を取りまして、3名ということできています。ただ、4月に入ってからどのような形で教職員の先生方の異動もあると思いますので、新しい指導者の方もまた出てくるかもしれませんけれども、当面私ども予算要求の段階では3名という要望で、3名という配置にさせていただきましたので、よろしくお願いします。

また、活用についてですけれども、やはり教職員の働き方改革ということをメインに考えておりますので、部活動に取られる先生方の時間を軽減するために、部活動指導員という専門の方を活用して、あくまでも働き方改革ということを基に活用していくんだということですので、よろしくお願いします。

○議長（福士 稔議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） 今、教育委員会事務局長がおっしゃいましたが、そもそも部活動指導員の配置は、各学校の部活顧問の負担の軽減を考えての事業なのですから、教育委員会の細やかな配慮が、各部活動の顧問に満遍なく行き渡るような方法を考えてくださることを要望し、次の質問に入らせていただきます。

二つ目は、各種検定の助成についてです。

初めに、今年度から予算化して実施した英語検定についてお尋ねします。

まず、今年度助成した人数と助成した各級の合格率が分かっていたら教えてください。

また、今年度新たな試みとして実施された検定料の助成ではありますが、これもまた現場からは補助金申請手続などの事務処理が、思っていた以上に負担だという声各校から聞こえてきています。このような状況から、次年度からは現場の担当者に負担をかけない手だてが必要と考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

また、本市では現在、英語検定のみの助成をしていますが、今後、漢字検定、数学検定など、ほかの検定に関しての助成も考えているものかどうか併せてお考えをお聞かせください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） まず、今年度から実施した実用英語技能検定料の補助金申請手続に係る学校現場の負担軽減ができないかについてお答えします。

今年度各校には、補助申請を希望する生徒の申請書や実績報告書、領収書の取りまとめなどをお願いしておりました。来年度は、学校からの提出が1回で済むように報告書の様式を改定し、各校担当者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の実用英語技能検定5級からの補助や日本漢字能力検定、実用数学技能検定の検定料補助に対する考えについてお答えします。

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は極めて重要であるとされており、平川市の子供たちの将来的な可能性の広がりのためにも欠かせないものと捉えております。このことから、今年度より実用英語技能検定料補助事業を開始したところであり、議員御指摘の5級からの補助については、今後の受験者数や学力調査の結果の推移を見ながら検討してまいります。

日本漢字能力検定や実用数学技能検定については、市内中学生の中にもスキルアップを目指して受験している生徒がいますが、様々な検定料の補助事業を行うことは、学校現場の負担増につながることも考えられることから、英語技能検定に絞って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 先ほど、山谷洋朗議員からお尋ねのあった3級と4級の人数でございます。3級が86名、4級が84名でございます。

合格率の話もされましたけれども、今資料手持ちございませんので、後ほど回答させていただきます。申し訳ありません。

○議長（福士 稔議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） いろいろなお考えがあつて英語検定に絞っているということは、教育長のお話からよく分かりました。

ただ、私が思うには限られた生徒への助成ということになれば、言葉はちょっと語弊

がありますが、平等という言葉を用いるといささか疑問が生じます。生徒の意欲向上につながるとても素晴らしい制度でありますので、その内容をいま一度吟味してみたいかがかと思えます。

あわせて、ほかの検定に関してもグローバル化、これみんな関連してくると思えます。英語だけとは限らないと思えますので、ほかの検定に関しても、生徒の学習意欲の向上につながることを踏まえて、前向きに御検討くださることをお願いします。何分、先ほどもおっしゃいましたが予算の問題も絡みますので、そんなに簡単にはできないかとは思いますが、どうか漢字の好きな子供もいます。数学に意欲を燃やしている子供もいます。英語だけではないのです。ということをもう一回考えて、御検討くださればと願いたいと思います。

事務処理の負担軽減は、教育長の御説明でよく分かりました。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。三つ目の質問は、今年度の市内各校の特別活動、いわゆる各学校における行事の在り方についてお聞きします。

今年度はコロナ禍の中で4月の入学式から始まり、運動会、中体連、修学旅行、小学校における学習発表会、中学校の文化祭等の各行事は全て従来の形で進めることができなかったと感じております。殊に、修学旅行に関しては、2学期以降に順延したにもかかわらず、社会の情勢的に最終的には取りやめになった学校もございます。私の知る限りでは、小学校においては宿泊数を短縮したり、旅行地を変更したりした学校はあったみたいですが、この平川市内全ての小学校で実施したと聞いております。しかし、中学校においては実施するに至らなかった学校もありました。中には、最後の最後まで子供たちの思い出づくりのためにという熱い思いで、急遽県内への1泊旅行を実施した学校もございました。以前の定例会でエアコン設置の質問の際にも、子供たちに不公平感を抱かせないような取組を要望いたしました。

そして、今回の学校行事の実施に関しても、同じような考え方で全ての学校で足並みをそろえるべきなのではないかと思っています。なぜなら、修学旅行を実施した学校の生徒は満足し、実施しなかった学校の生徒は不満が残るということがあれば、それが火種となり学校批判、教師批判にもつながりかねない状況を招く危険性を伴っていると私は考えます。

学校行事に関しては、各校の学校裁量で決定するという事は、十分承知しておりますが、今回のコロナ禍のような特異なケースにおいては、学校裁量という言葉で簡単に片づけるのではなく、学校任せにせず、全ての学校の児童生徒及び保護者から不平不満の声が出ることをないように教育委員会が柱となる道筋を示していくべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 各校で学校行事の実施にばらつきがあることを教育委員会ではどのように捉えているのかについてお答えします。

学校行事は、集団への所属感や連帯感を深め公共の精神を養うなど、教育的意義の大きな体験活動であります。このことから教育委員会では、児童生徒の健康安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症防止対策に万全を期すとともに、学校行事の実施時期や方法等について検討することを指示してまいりました。

議員御指摘の各校で学校行事の実施にばらつきがあることについては、各校が学校規模や行事实施予定時の感染状況、学習の進捗状況、家庭・地域の状況等を考慮した上で、子供たちのために可能な限り実施できるよう検討した結果であると捉えております。

○議長（福士 稔議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） お話は分かりました。この件に関しましては、ちょっと私の質問と教育長の答弁が、かみ合わないような気がいたします。

簡単に申し上げれば、同じ状況下で実施している学校もあれば、実施しなかった学校もあるということなんです。それを何で足並みをそろえられなかったのですかの回答が、それぞれの学校規模や学校事情によってというお話が出ました。そんなに学校規模に差はないかと思えます。この平川市内の学校、そんなには大差はないかと思えます。それぞれ実施しなかった学校も、どのような形で進めているか私それは大概情報を得ております。行こうと思って2学期に順延しました。でも、行けなかった。でも、中には私が言いたいのは県外でなくても、県内1泊でも連れて行こうという学校があつて、全ての学校でそういう行動ができなかったのかとそれを申し上げているんです。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 県内にコースを変えた学校はございます。そこの学校でも判断する際には、保護者、生徒、中学校ですけれども、特に保護者と十分に話し合いを持って情報交換をしながら、やっぱりうちの人も今だば駄目だな。つまり、クラスターが発生しちょうど悪い時期に当たったと思えます。そういうのもありまして、泣く泣く親御さんも今回は我慢さねば駄目だなということで、納得して決めたとは伺っております。そういう事例もあります。

タイミングよくちょうどクラスターとかなかったり、コロナがちょっとうまい具合に青森県内であまり増えていなかったり、そういうところは代替とか日帰りとか、そういうふうにして何とか実施した学校もございます。

○議長（福士 稔議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） この件に関しましては、それぞれの学校事情があるということは十分承知をしております。保護者会を何度か開いて、それぞれ話し合いの場を持っているということは私も知っております。ただ、十分理解しているつもりではありますが、たまたま今回は修学旅行を一貫として取り上げましたが、ただそれだけではありません。ほかにも学校行事はたくさんございます。

先ほど、教育長もおっしゃったように学校生活における行事の重要性は、各教科の学習によって知識教養を高めていくと同等に、児童生徒の生きる力、豊かな心の育成のために欠くことのできないものだと思っております。

だからこそ、それぞれの学校事情があるのは分かりますが、行事を実施する学校もあれば、取りやめる学校もあるということは教育の一環として計画されている行事を、公平に実施していないということにもつながるのではないのでしょうか。さらに、行事を経験した子もいれば、経験できなかった子がいることに対して、とても違和感を覚えます。子供たちですので、楽しみにしていた行事がなくなればがっかりもします。ましてや、自分たちはできなかったのに他校では実施しているということを聞きつければ、いいな、羨ましいなと思うのは当たり前なことだと思います。そして、教育とはこのような気持

ちを子供たちには持たせてはいけないと私は思っていますが、教育長のお考えを少しお聞かせください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 不公平感というのが恐らくよその学校のうわさを聞いたり、そういうことでああいいなという、そういう気持ちには子供たちはなるかと思えます。学校現場では、その代わりになるようなものを工夫しながら、例えば遠足に行けなかったら中で遠足的な行事、いろんなゲームとかそういうので替える場合もあります。雨の日とかです。それから、今回の場合は新型コロナウイルス感染症の関係で、全校一斉にできないので学年ごとに行く場所を変えたり、行事の内容を変えたり、そういういろんな工夫をしながらやって、議員がおっしゃるとおり心が育つ工夫をしておりますので、その辺は学校現場に私もぜひ期待したいし、指導できること、助言できることがあれば幾らでもしようかと考えております。

○議長（福士 稔議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） 次年度の各学校の行事もこの状態でしたらコロナ禍の影響で、どのような状況になるかは私も想像はできません。もしかしたら、今年度と同じようなことが起こり得るかもしれません。今年度と同じようなことというのは、行ったり行かなかったり、実施したり中止したり、そういう学校が出るかもしれないという私はすごくそれを危惧しております。

今、教育長のお話を聞いて同じ平川市内の児童生徒であるのに、学校によって行事の捉え方がまちまちであるがゆえに、ちょっと語弊があるかもしれませんが、子供たちから喜びの声と嘆きの声の相反する声が聞こえてくることのないように、それこそ学校裁量という言葉はでんと構えてありますが、事と次第によっては学校裁量という言葉にとられず、教育長が今おっしゃったように、各学校ができる限り同じ方向性で事を進めていくことができるように、校長会などを通して教育長の考えをお示ししてくださることを強く要望いたします。みんな子供たちは平等でないといけないのです。私ももちろん教育長も同じような思いだと思います。何とぞ平川市の宝物である子供たちの学力、それから心の健康、これをますます向上させてすばらしい子供たちをつくっていただくことを心からお願いして、私の質問は終えさせていただきます。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（対馬謙二） 先ほど、答弁漏れがございました。

3級の合格率と4級の合格率です。3級の合格率が75.6%です。それから、4級の合格率が72.6%です。

あと、併せて今行事の関係で、山谷洋朗議員、非常に私も同じ考えで不公平はあるとは私も捉えております。ただ、今年度の場合は教育委員会も、各学校長も全部、運動会も発表会も文化祭も、それから修学旅行もやらせたかったですけれども、いかんせん新型コロナウイルス感染症の関係で、最善の方策を考えてやったとしてもどうしてもできなかったという学校が、運動会は代替でほぼやっています。それから学習発表会は、2小学校が中止になっています。それから修学旅行も2校が代替まで考えたんですけれども、中止になっています。

次年度の行事においても、期待できないというお話もあったんですけれども、そこは

教育委員会のできる限りは考えますけれども、やはり新型コロナウイルス感染症に感染させないというのが、教育委員会一番大きな目標として今年度やってきました。来年度もそこは変わりありませんので、何とかそこところは御理解くださるようお願い申し上げて、最後に申し訳ありませんでした。

○議長（福士 稔議員） 2番、山谷洋朗議員の一般質問は終了しました。

午前中、齋藤 剛議員から発言がありました掲示物の取扱いについては、本日の会議散会後に資料を配付しますので、御参照くださるようお願いいたします。

齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 閉会後に説明すだば、なも開会中に議事進行の意味ないんじゃないですか。閉会する前に、皆さんいるところで理事者、それから各部長、そして議員の皆さん、傍聴者がいるところで回答しなかったら、我々だけでどうのこうのってやっても駄目だと思いますので、閉会する前にお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員にお聞きします。

本会議の中で、説明をすればよろしいということで理解してよろしいですね。

そうすれば本会議の中で、説明をいたします。

これより資料を配付いたします。

（資料配付）

○議長（福士 稔議員） 先ほどの齋藤 剛議員から、この内容についての発言がございましたので説明いたします。

著作物とは、どのようなものを指すかを例示した著作権法第10条では、言語の著作物、写真の著作物を定めております。新聞・通信社が新聞や電子メディアで発信する記事などの情報、報道写真はこれに当たります。実際、新聞・通信社が発信している情報には原則的に著作権が働いております。このことから、文字テキストだけの形で取り出す記事も、新聞に掲載されたままの切り抜きスタイルにしても、著作権法で保護されるべき著作物であるといえますので無断利用は認められません。

したがって、令和2年2月27日開催した議会運営に関する申し合わせ事項でも、資料配付について、「一般質問を行う者が、資料等を使用もしくは提示して質問する場合、原則として一般質問の通告時に使用する資料もしくは提示物の内容を通告書とあわせて提出し、あらかじめ議長の許可を得なければならない。また、使用及び提示については、著作権の侵害等の問題が発生しないよう留意する。」とありますので、御注意をしていただきたい。このような観点から、私も言わせていただきました。

皆さんからもこの件について、いろんなことがあれば今、ここで事務局長もおりますので、述べていただきたいと思います。

桑田公憲議員。

○13番（桑田公憲議員） 当事者ですので、ちょっと確認したいことがあります。

例えば、私の行為の中で「新聞報道にあった。」と言ったのが悪いのか。例えば、こうやって持って画面に映ったのが悪いのか。そこら辺のことちょっと私、納得できないところありまして、これからいけば、例えば、東奥日報なら東奥日報、津軽新報なら津軽新報、陸奥新報なら陸奥新報、それをこう出してもいいということですか。それどういうことなんでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 私の発言の中では、提示をしたからということです。ここの中において、下に置いて掲示をしない場合、例えばテレビとかユーチューブとか映らない場合、それは問題はないのだと私は思っております。思っておりますけれども、やはり私も法律はちょっとあまり詳しくないので、調べていくとこういうものが出てくるんです。

したがって、これから皆さんとこういう場面がいろいろ生じることがあるかと思えます。いろんな資料を持って一般質問をされる方もおりますので、そこら辺のところはこれから議会運営委員会、そういう中でもう一度話し合いを持ちながら進めていけばと思えますので、そこら辺のところひとつよろしくお願いをしたいと思えます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、12日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後 2 時45分 散会